

電力受給契約書（案）

山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び山口県企業局財務規程（昭和40年山口県企業管理規程第7号。以下「財務規程」という。）及び財務規程に例によることとされている山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、契約の対象となる発電所の発生電力から甲が使用する各発電所の所内消費電力を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は以下のとおりとする。

| 発電所名 | 所在地 | 型式 | 最大出力 |
|---------|---------------------------|-------|----------|
| 菅野発電所 | 周南市大字金峰字東松室 2986 番地 4 | ダム式 | 14,500kW |
| 水越発電所 | 周南市大字金峰字北小田原 842 番地 2 | ダム式 | 1,300kW |
| 徳山発電所 | 周南市大字徳山 5112 番地 1 | ダム水路式 | 6,500kW |
| 本郷川発電所 | 岩国市本郷町本郷字引地 2270 番地 2 | 水路式 | 260kW |
| 生見川発電所 | 岩国市美川町南桑字カシ原 1691 番地 6 | ダム式 | 1,800kW |
| 末武川発電所 | 下松市大字瀬戸字楮浴 627 番地 2 | ダム式 | 1,600kW |
| 佐波川発電所 | 山口市徳地船路字滝下 1096 番地 1 | ダム水路式 | 3,500kW |
| 木屋川発電所 | 下関市豊田町大字大河内字井手ケ平 106 番地 9 | ダム式 | 1,850kW |
| 新阿武川発電所 | 萩市川上字なんかけ 2344 番地 1 | ダム式 | 19,500kW |

3 甲が乙に供給を予定している電力量（以下「予定売却電力量」という。）は、別表第1のとおりとする。

4 甲が乙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量を購入するものとする。

5 受給電力量には、令和2年4月発電分より非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値の付加価値（以下「非化石価値」という。）を含むものとする。ただし、非化石価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、甲乙で協議するものとする。

(受給地点、電気方式等)

第3条 電力の受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率は、別表第3のとおりとする。

2 責任分界点は、別表第4のとおりとする。

(送電時間)

第4条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、発電所の点検又は手入を要する場合、その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができる。

(受給開始日及び受給期間)

第5条 受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和6年4月1日

受給期間：令和6年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(電力の受給上の協力等)

第6条 甲及び乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、この契約に基づく電力の受給に直接関係のある電気工作物に対し相手方から調査の要求があった場合は、お互いにその調査に応ずるものとする。

(受給電力量の計量)

第7条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項に定める電力量計による計量は、毎月末日24時に行うものとし、乙は、当該計量日時に記録された計量値を、原則として乙の当月第1営業日に検針するものとする。乙は、計量値を速やかに甲に通知するものとする。

3 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度甲乙協議して確定するものとする。

4 甲は、電力の受給について甲が記録している事項のうち、乙が必要とする事項を乙の求めに応じてこれを提出するものとする。

5 乙は、自ら必要と認めるときには、第2項に定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。

6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を甲が負担する。

(電力量料金)

【従量制の場合】

第8条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の契約単価を乗じて得た値(1円未満切捨)に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額(1円未満切捨)とする。

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 契約単価 (1キロワット時につき) | 〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。) |
|----------------------|---------------------------------|

【2部料金の場合】

第8条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、次の基本料金と従量料金の合計額に消費税および地方消費税相当額を加えて得た額(1円未満切捨)とする。

(1) 契約単価

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 契約単価 (1キロワット時につき) | 〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。) |
|----------------------|---------------------------------|

(2) 基本料金

基本料金は、契約単価に別表第2に規定する基準電力量を乗じた額に10分の〇を乗じた額の12分の1の額とする。

| | |
|------|---|
| 基本料金 | 月額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。) |
|------|---|

(3) 従量料金

従量料金は、契約単価に10分の〇を乗じた額を従量料金単価とし、第7条により計量された各月の受給電力量に次の従量料金単価を乗じて得た金額とする。

| | |
|------------------------|---------------------------------|
| 従量料金単価 (1キロワット時につき) | 〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。) |
|------------------------|---------------------------------|

(電力量料金の支払)

第9条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

2 甲は、第8条により算定された料金を計量日の翌月15日までに乙に請求し、乙は、その月の25日(以下「支払期日」という。)までに請求者の指定する方法によりこれを支払う。ただし、支払期日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。

3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、延滞金の徴収に関する条例

(昭和 39 年山口県条例第 7 号) 第 2 条に規定する割合で計算した延滞利息を前項の支払額に加算して支払う。ただし、16 日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から 10 日を経過した日とする。

(容量市場の取扱い)

第 10 条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分(乙の責によるものを除く)を含め、第 8 条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(契約保証金)

第 11 条 乙は契約保証金として金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を、この契約締結と同時に甲に納入するものとする。ただし、会計規則第 133 条の規定により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 甲は第 5 条の受給期間終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返金しなければならない。なお、契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第 17 条及び第 18 条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(発電見込みの通知)

第 12 条 甲は、翌日の発電見込みその他給電上必要な事項を乙に通知する。

2 事故、河川流量の変化等の理由により前項の通知を変更するときは、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。

(発電バランシンググループへの加入等)

第 13 条 甲は、第 5 条に定める受給期間において、乙が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの加入に係る経費を負担しない。

2 甲が前条第 1 項に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲乙ともに、その差分を根拠とした料金(以下「インバランス料金」という。)の請求は行わないものとする。

3 発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、甲乙間において当該料金の精算は行わないものとする。

(契約の効力)

第 14 条 この契約の条項中主務官庁の許可、認可又は承認（以下「許可等」という。）を必要とする事項については、当該許可等を得たときからその効力を生ずるものとする。

(記録)

第 15 条 甲及び乙は、受給電力に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合せ書の提出)

第 16 条 電力の受給に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲及び乙が協議して定めるものとし、運用申合せ書を乙が作成する。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙が、この契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 9 の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
- (6) 乙が、第 20 条第 3 項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
- (7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行せず、又は乙の債務について履行不能となったとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第7号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(談合等による解除)

第18条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(違約金)

第 19 条 甲は、この契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金は、別表第 1 に記載する予定売却電力量の合計に第 8 条に規定する契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞利息のほか、甲の逸失利益についても、当然含むものとする。

- 3 甲は、乙が第 17 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）のいずれか又は第 18 条各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

- 4 乙は、この契約に関して、第 18 条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡し完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、別表第 1 に記載する予定売却電力量の合計に第 8 条に規定する契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 2 に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 18 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

- 5 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

- 6 前 2 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(期限の利益の喪失)

第 21 条 第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第 2 号に該当する場合であって、乙が受給期間中における受給電力の全量購入を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第 22 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(託送供給等の契約)

第 23 条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

(守秘義務)

第 24 条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

第 25 条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利譲渡等の制限)

第 26 条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第 27 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 前項の規定により電力量料金を変更するときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難しい事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、電力量料金その他の契約内容を変更することができる。

4 電力・ガス取引監視等委員会（電気事業法第 66 条の 2 の規定により経済産業省に設置）において検討されている発電側課金が受給期間内に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき、別途協議するものとする。

(提案書)

第 28 条 乙がプロポーザルで提案した事項の詳細については、甲及び乙が協議して決定し、乙はその内容について実施計画書を作成の上、受給開始日前に提出するものとする。

2 乙は提案した事項の実施状況が確認できる資料を年 1 回提出するものとする。ただし、甲から指示があった場合は、その都度提出するものとする。

(費用の負担)

第 29 条 この契約の締結及び電力の購入並びに非化石価値に係る手続き等の費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第 30 条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

(関係法令の遵守)

第 31 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第 32 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 33 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

山口県
山口県公営企業管理者 弘田隆彦

乙 ○○○○○

別表第1 予定売却電力量

令和6年度

(単位：千kWh)

| | 菅野発電所 | 水越発電所 | 徳山発電所 | 本郷川発電所 | 生見川発電所 |
|-----|---------|--------|---------|--------|--------|
| 4月 | 2, 410 | 340 | 2, 346 | 116 | 672 |
| 5月 | 3, 224 | 382 | 2, 885 | 117 | 872 |
| 6月 | 3, 567 | 376 | 3, 167 | 102 | 864 |
| 7月 | 4, 437 | 442 | 3, 486 | 136 | 1, 011 |
| 8月 | 3, 002 | 323 | 2, 901 | 102 | 755 |
| 9月 | 2, 889 | 309 | 2, 727 | 93 | 706 |
| 10月 | 2, 311 | 205 | 2, 362 | 66 | 572 |
| 11月 | 1, 638 | 164 | 1, 368 | 34 | 457 |
| 12月 | 1, 445 | 142 | 1, 453 | 42 | 380 |
| 1月 | 1, 402 | 148 | 1, 555 | 54 | 327 |
| 2月 | 1, 205 | 155 | 1, 588 | 78 | 301 |
| 3月 | 1, 520 | 256 | 2, 051 | 112 | 536 |
| 合計 | 29, 052 | 3, 242 | 27, 889 | 1, 051 | 7, 454 |

| | 末武川発電所 | 佐波川発電所 | 木屋川発電所 | 新阿武川発電所 | 9発電所計 |
|-----|--------|--------|--------|---------|----------|
| 4月 | 405 | 1, 003 | 449 | 6, 865 | 14, 607 |
| 5月 | 529 | 1, 207 | 579 | 9, 593 | 19, 387 |
| 6月 | 603 | 1, 206 | 647 | 8, 711 | 19, 244 |
| 7月 | 857 | 1, 300 | 616 | 7, 527 | 19, 811 |
| 8月 | 655 | 931 | 403 | 5, 506 | 14, 578 |
| 9月 | 553 | 800 | 419 | 5, 337 | 13, 832 |
| 10月 | 371 | 522 | 340 | 2, 978 | 9, 729 |
| 11月 | 305 | 237 | 88 | 3, 022 | 7, 314 |
| 12月 | 224 | 305 | 0 | 3, 196 | 7, 188 |
| 1月 | 196 | 411 | 0 | 3, 903 | 7, 996 |
| 2月 | 181 | 549 | 0 | 4, 552 | 8, 609 |
| 3月 | 239 | 816 | 144 | 6, 845 | 12, 519 |
| 合計 | 5, 118 | 9, 288 | 3, 685 | 68, 035 | 154, 814 |

令和7年度

(単位：千kWh)

| | 菅野発電所 | 水越発電所 | 徳山発電所 | 本郷川発電所 | 生見川発電所 |
|-----|---------|--------|---------|--------|--------|
| 4月 | 2, 410 | 340 | 2, 346 | 116 | 672 |
| 5月 | 3, 224 | 382 | 2, 885 | 117 | 872 |
| 6月 | 3, 567 | 376 | 3, 167 | 102 | 864 |
| 7月 | 4, 437 | 442 | 3, 486 | 136 | 1, 011 |
| 8月 | 3, 002 | 323 | 2, 901 | 102 | 755 |
| 9月 | 2, 889 | 309 | 2, 727 | 93 | 706 |
| 10月 | 2, 311 | 205 | 2, 362 | 66 | 572 |
| 11月 | 1, 638 | 164 | 137 | 34 | 244 |
| 12月 | 556 | 142 | 0 | 42 | 343 |
| 1月 | 0 | 148 | 0 | 54 | 327 |
| 2月 | 0 | 155 | 0 | 78 | 301 |
| 3月 | 1, 030 | 256 | 0 | 112 | 536 |
| 合計 | 25, 064 | 3, 242 | 20, 010 | 1, 051 | 7, 204 |

| | 末武川発電所 | 佐波川発電所 | 木屋川発電所 | 新阿武川発電所 | 9発電所計 |
|-----|--------|--------|--------|---------|----------|
| 4月 | 405 | 1, 003 | 449 | 6, 865 | 14, 607 |
| 5月 | 529 | 1, 207 | 579 | 9, 593 | 19, 387 |
| 6月 | 603 | 1, 206 | 647 | 8, 711 | 19, 244 |
| 7月 | 857 | 1, 300 | 616 | 7, 527 | 19, 811 |
| 8月 | 655 | 931 | 403 | 5, 506 | 14, 578 |
| 9月 | 553 | 800 | 419 | 5, 337 | 13, 832 |
| 10月 | 371 | 522 | 294 | 2, 978 | 9, 684 |
| 11月 | 305 | 285 | 79 | 3, 022 | 5, 908 |
| 12月 | 224 | 305 | 253 | 3, 539 | 5, 404 |
| 1月 | 196 | 159 | 242 | 3, 903 | 5, 028 |
| 2月 | 181 | 157 | 285 | 3, 739 | 4, 895 |
| 3月 | 239 | 816 | 406 | 6, 845 | 10, 239 |
| 合計 | 5, 118 | 8, 692 | 4, 672 | 67, 565 | 142, 619 |

別表第2 基準電力量

| | |
|-------------------|--------------|
| 基準電力量 (平均予定売却電力量) | 148, 716千kWh |
|-------------------|--------------|

別表第3 受給地点、電気方式、最大出力、周波数、電圧及び力率

| 受給地点 | 電気方式 | 最大出力 | 周波数 | 電圧 | 力率 |
|---------|--------------------|----------|------|---------|-------|
| 菅野発電所 | 交流3相3線式 (同期発電機) | 14,500kW | 60Hz | 66,000V | 90% |
| 水越発電所 | 交流3相3線式 (誘導発電機) | 1,300kW | 60Hz | 6,600V | 90.5% |
| 徳山発電所 | 交流3相3線式 (同期発電機) | 6,500kW | 60Hz | 6,600V | 90% |
| 本郷川発電所 | 交流3相3線式 (誘導発電機) | 260kW | 60Hz | 6,600V | 83% |
| 生見川発電所 | 交流3相3線式 (誘導発電機) | 1,800kW | 60Hz | 6,600V | 87% |
| 末武川発電所 | 交流3相3線式 (誘導発電機) | 1,600kW | 60Hz | 6,600V | 90% |
| 佐波川発電所 | 交流3相3線式 (同期発電機) | 3,500kW | 60Hz | 22,000V | 85% |
| 木屋川発電所 | 交流3相3線式 (同期発電機) | 1,850kW | 60Hz | 6,600V | 85% |
| 新阿武川発電所 | 交流3相3線式 (同期発電機) | 19,500kW | 60Hz | 66,000V | 90% |

別表第4 責任分界点

| 受給地点 | 責任分界点 |
|---------|--------------------------|
| 菅野発電所 | 送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子 |
| 水越発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子 |
| 徳山発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子 |
| 本郷川発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の発電機側端子 |
| 生見川発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子 |
| 末武川発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子 |
| 佐波川発電所 | 送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子 |
| 木屋川発電所 | 送電線引出口に設置された柱上開閉器の送電線側端子 |
| 新阿武川発電所 | 送電線引出口に設置された断路器の送電線側端子 |